



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q 雇用保険が様々変わるそうですね。具体的にどう変わるのか教えてください。

A 4月から雇用保険料率も変わりましたし、その他様々な改正があります。一番大きいのは、雇用保険の加入基準が変わる事でしょう。施行日は令和10年10月1日なので、約3年先となります。

【雇用保険の適用拡大】

現在は、1週間の所定労働時間が20時間以上、31日以上継続して雇用される見込み、学生でないこと等が要件です。令和10年10月1日からは、1週間の所定労働時間が10時間以上となります。継続的に雇用される労働者は、ほぼ雇用保険に加入する事になるのではないのでしょうか？

【自己都合退職者の給付制限の見直し】

自己都合退職者は失業給付(基本手当)の受給に、原則2か月(5年以内に2回を超える場合は3か月)の給付制限がありますが、これが1か月になります。さらに、教育訓練や公共職業訓練等を受講した場合、給付制限が解除されます。施行日は令和7年4月1日。

【出生後休業支援給付の創設】

子の出生後8週間以内に夫婦二人が14日以上育児休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始時賃金の13%を給付します。育児休業給付と合わせて給付率80%(手取りで10割)になります(※配偶者が専業主婦の場合や配偶者がいない場合も支給されます)。施行日は令和7年4月1日。

【育児時短就業給付の創設】

被保険者が2歳未満の子を養育するために、時短勤務をする場合に給付。給付率は時短勤務中に支払われた賃金の10%。育児時短就業開始前(育休から引き続き時短の場合は育児休業開始前)の2年間に被保険者期間が12か月あること等が要件。施行日は令和7年4月1日。

【教育訓練給付の拡充】

専門実践教育訓練給付金(中長期的キャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練講座を対象)について、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合、受講費用の10%を追加で支給(合計80%)。また、特定一般教育訓練給付金について、資格取得した場合、受講費用の10%を追加で支給(合計50%)。施行日は令和6年10月1日。

※現行の対象資格の例

専門的実践教育訓練給付金

- ・医療・社会福祉・保健衛生関係の専門資格(看護師、介護福祉士等)
- ・デジタル関連技術の習得講座(データサイエンティスト養成コース等)
- ・専門大学院 等

特定一般教育訓練給付金

- ・運転免許関係(大型自動車第一種免許等)
- ・医療・社会福祉・保健衛生関係の講座(介護職員初任者研修等)等

【教育訓練休暇給付金の創設】

被保険者が自発的に教育訓練休暇を取得した場合に、生活費の支援のため、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する。

支給要件は次の通り。

- ・教育訓練のための無給の休暇を取得すること。
- ・被保険者期間が5年以上あること。

給付額は、退職した場合に支給される基本手当と同額。給付日数は被保険者期間に応じて、90日、120日、150日のいずれか。施行日は令和7年10月1日。

すでに施行されている改正もありますが、今年の4月から改正されるものも多く、会社としては把握しておく必要があるでしょう。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980